

(10) 規制の現状を改善するために

北海道大学関係者

福島第一発電所事故から5年以上が経過したが、原子力を巡る状況は混乱が収まらず、再稼働した発電所は訴訟の対象になっている。その原因の一つは規制委員会が定めた技術基準等にあるが、規制委員会委員長や委員の判断・発言も影響している。その結果、規制当局の信頼が揺らいでおり、我国のエネルギー政策を考えると事態は深刻である。

この観点で、福島第一発電所事故以来継続している課題事例の一つを取り上げる。原電敦賀発電所敷地には北西から南東に走る浦底断層がある。2012年9月にスタートした規制委員会は、発足直後から、この浦底断層から2号機建屋の下まで伸びている「D1 破砕帯」に加えて、浦底断層近くで見つかった「K断層」を問題視した。1年も経過しない13年5月には、同委員会は「D1 破砕帯は」は「活断層の可能性が否定できない」として、原発の耐震性上考慮すべき活断層にあたりと結論付けた。なお、95年の兵庫県南部地震の知見等を反映した2006年以降の規制では、第四紀後期更新世以降(約13~12万年前以降)の活動が否定できない断層を活断層としている。

この間、原電は「追加調査結果を6月に提出するのでそれまで判断を待って欲しい」と要請した。しかし拒否された。提供される可能性のある重要情報を無視して、「活断層の可能性が否定できない」と判断することは、検討・評価のプロセスとしても、科学的なアプローチとしても妥当性を欠いている。更に13年7月に「活断層の上に原発を設置できない」とする技術基準を定めたため、十分な検討・評価が行われていない時点で、原電敦賀2号機は廃炉の判断が示される結果となった。

この経緯を見守っていた関心の高い国民は、拙速で不合理な審査プロセスであり、新規制委員会で信頼できる安全審査が出来るだろうかと危惧した。加えて、詳細を検討する機会を持たない国民は、破砕帯にあった活断層が以前の審査では見過ごされていたと判断し、福島第一事故以前の規制にも不信感を持った可能性がある。

また、一連の会議の流れで見れば、12年12月10日の第1回有識者会合の時点で委員長代理が、早くも「D1 破砕帯は浦底断層と連動する活断層」であると発言している。また、この発言を受ける形で、委員長自身も「再稼働のための安全審査はできない」と述べている。委員長のこの種の発言はその後も続いている。このような十分なデータに基づかない発言は慎むべきである。なぜなら、発言後に委員長・委員長代理の発言を否定する事実が出てくれば、規制委員会自体の信頼が失われるからである。何れにしても、この種の発言が続いていることで、原子力規制に対する国民の信頼は低下した。

事実、こうした事態に対して、自民党の「原子力規制に関するプロジェクトチーム」が13年12月に次のような緊急提言を発表している。「原電からの意見交換の要請を拒否するなど、広く関係者との対話やコミュニケーションを取る姿勢が見られない」として、国民や利害関係者への説明責任、適正な手続き、公開性の確保など、運営手法を改善するように求めた。当然と言える指摘である。

一方、原電は自社の調査に基づく判断に加えて、海外の著名な専門家多数からなる国際チームに現地調査と評価を依頼した。国際チームは、3回にわたる現地調査に加えて、旧原子力安全委

員会や旧原子力安全・保安院、規制委員会の調査過程、原電の調査内容等も含めて検討し報告書をまとめた。結論として、後期更新世以降（12～13 万年前以降）に「D1 破碎帯」と「K1 断層」は動いた証拠はないと指摘した。即ち、原電の判断と同じであり、「原子炉施設の下には、活断層を示す証拠はない」と指摘し、規制委員会と対極の判断をした。更に、14 年 1 月の米国地球物理学連合機関紙で、規制委員会が 13 年 5 月に示した判断は誤りだとした上で、耐震工学、電力などの専門家など幅広い専門家の知見を集めて合理的なリスク評価を導入し、総合的に判断することが重要と指摘した。

規制に関する国際標準である IAEA（国際原子力機関）安全基準「政府、法律、及び規制の安全に対する枠組み、全般的安全要件第 1 編（GSR1）」の要件 21 でも、「規制機関は、全ての安全関連課題で許認可取得団体との対話のための公式及び非公式の仕組みを、専門的で建設的な連携を図りながら構築していかなければならない」としている。また、米国の規制委員会の活動原則の「効率性」の項目でも、「米国の納税者、電気料金を支払っている消費者、許認可者は皆、規制活動の管理・運営が可能な限り最良の状態であることを求める権利がある。（中略）有効な選択肢が複数ある場合、リソースの消費が最小となる選択を取るべきである。規制の判断は不必要な遅れが生じないようにすべきである」としている。これらの要件・原則は上記の国際チームの主旨と同じである。

このような国民目線での実績が無く、再稼働の審査も遅れていることが規制への不信感となり、訴訟への流れを作り出している。規制機関が進むべき道筋は既に示されており、規制委員会が排除した規制の経験がある専門家も含めて、幅広く人材を活用すべきである。

平成 28 年 7 月 22 日